

## 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、機関委任事務制度が廃止され、自治体の事務は原則として議会の審議・決定に付されることとなり、その結果、議会の責務と役割は増大するところとなった。生駒市においても、このような状況を踏まえ、議会運営及び議員活動のさらなる活性化に向けて、議会基本条例を制定し、その推進に取り組んでいるところである。

加えて、地方行政が抱える課題はより複雑化、高度化し、議員に対してこれまで以上に高い資質と見識が求められるようになってきており、課題解決や自己研鑽により多くの時間を費やすことが必要となってきた。そのため、地方議会議員にあっては自ずと専門化が進むところとなってきた。

他方、行財政改革の流れの中で、全国的に議員報酬の削減、政務活動費の削減がうたわれ、生駒市においても平成21年4月に政務活動費の40%削減、平成23年4月に議員報酬の12%削減を断行した。また、政務活動費の削減により、議員活動を議員報酬で賄わなければならない状況をも生んでおり、専門の議員にとっては、より厳しい状況が生じている。

さらに、市町村合併が進んだことに伴い議員年金が維持困難となり、平成23年6月に廃止され、首長と異なり退職金のない地方議会議員にとっては、将来に対する保障が大きく縮減することとなった。

以上のような状況を背景に、議員のなり手不足が深刻な問題となっている自治体も出てきている。また、議会に求められる役割が重要となる中で、特に様々な経験や能力を有する現役世代が参入しがたい状況も生じている。

よって、政府に対し、地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の処遇改善の一環として、地方議会議員の厚生年金加入に向けた取組を早急に進めることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月22日

生 駒 市 議 会